

# 労働法制改悪とどう立ち向かうか

第2回

東京ブロック

## 1月号内田弁護士の提起をうけて

司会Ⅱ「労働法制改悪にどう立ち向かうのか」の課題をひも解くために、内田正敏弁護士への提起を受けて、誌上学習会を座談会形式で進めていきます。皆さん、内田さんは弁護士の立場でこの間の労働法制が改悪されてきた経過や問題点を提起してくれました。1月号を皆さん読んでみましたね。また、大切な資料なども併せて掲載されています。これからも持参してください。労働法制といっても数多くあります。今回から4月号までは、「労働基準法」(以下、労基法とする)を中心に、長時間労働と低賃金、並びに休日について考えていきたいと思えます。

〇Ⅱ私を含めた皆さんは、かつて三公社五現業など大企業で働き、社員就業規則や労働協約の方が、労基法の内容を上回っていたと思います。労基法は、政府が「労働条件の最低基準」を定め、雇用主や企業がこれ以下で雇い働かせたら、その規定によって罰せられるという法律です。戦後、労働者が労働組合に結集し、労働条件の改善に取り組んできました。しかし、現在の日本は、総務省の労働力調査によれば、就業者数6432万人、正規の職員・従業員数は3331万人、非正規の労働者は1997万人です。非正規の内訳は、パートが986万人、アルバイトが408万人、派遣社

員133万人、契約社員281万人、嘱託114万人、その他76万人となっています。日本の労働組合の多くは、かつて高度成長期は終身雇用契約で正社員が入社と同時に労働組合に加入してきました。だが、1990年代以降、派遣・契約社員、パート・アルバイト等、非正規雇用制度に変更され、組合員の労働組合への組織率は17・5%に低下傾向にあります。

司会Ⅱ労働者が「人間らしく働き、生き続ける」には労働条件が最も重要ですが、その条件は労・資のするどい対立になっているのです。それでは、現在の職場実態がどうなっているのか報告をお願い致します。

## ◆ みんなの学習講座

雇用形態別雇用者

2015年10月	(万人、%)	
	実数	対前年 同月増減
役員を除く雇用者	5328	49
正規の職員・従業員	3331	33
非正規の職員・従業員	1997	17
パート	966	28
アルバイト	408	9
派遣社員	133	6
契約社員	281	-18
嘱託	114	-3
その他	76	-4

注) 割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」

の合計に占める割合を示す。資料：総務省統計局 労働力調査2015

### 労働組合のたたかいがあつたから

○Ⅱ『月刊まなぶ』に登場した茨城のNさんは、NTTの「113故障受付担当」職場の契約社員で働いていました。契約社員だから賃金は10年間ずっと上がらなかつたが、労働条件はNTTだから守られていた。残業もきちんと付くし、休みも休暇の枠内だから取れました。しかし、契約期間満了を理由に契約を解かれ、解雇されました。現在、タクシー会社の配送係をやつて

います。労働契約で1日8時間と謳っていますが。しかし、休憩時間が取れないでいます。労基法では「連続または分割で休憩時間を与えなさい」となっていますが、実態は「昼飯は空き時間に食べてください」といわれています。だから、拘束の9時間間隔かされる。NTTの時は確かに賃金は低かつたが、「その他の労働条件は良かったし、守られていた」といっています。

SⅡ京成職場には2004年から嘱託社員制度が導入され11年が経ちます。嘱託駅務掛を経験し、その後正社員登用で働いています。その人たちの多くは6大学や有名大学を卒業した人たちが大勢います。前職を聞くと、銀行や証券会社、車のセールス・各種営業など多種多様の社会人経験を積んでいます。そんな人たちが言うには「京成駅職場は24時間・一昼夜交代勤務で勤務時間は長いが、時間外(残業代)はきちんとつく」と驚いています。前職ではほとんどがサービス労働が当たり前だ、そう言っています。

TⅡ東京地下鉄も同様ですね。交通産業は

時間には厳しいが、運転士も車掌も列車遅れが発生した場合は、必ず時間外として保障されていました。タダ働きがなかったということですね。社会人経験社員はみんなびつくりしていますね。

NⅡ現行の労基法は週40時間となつていますが、私が15歳で働きたした1960年代は、確か「1日8時間、週48時間」でした。1970年代の日本労働組合総評議会(以下、総評)を中心とした労働者のたたかいで「1日8時間、週40時間」となつたんですね。

FⅡ内田弁護士が提起していますが、日本の労働者は働きすぎだと、全世界的なバッシングもあり、総評にとってかわつた日本労働組合総連合会(以下、連合)も当時は2000時間をゆうに超えていた年間労働時間を、1800時間にすると打ち出し、政府・財界も含めて「週休2日制」が登場しました。学校や公務員、民間大手企業などは、土曜と日曜が休みに移行したのは1988年以降です。

○Ⅱ大切なことは、労働者を雇う時の「最

低条件」を定めている「労基法」で「週

48時間」が「週40時間」に変わったこと  
です。だから内田弁護士は41ページで、

その時に「1日8時間・週48時間」とさ  
れていたところを「週40時間・1日8時  
間」と順序を逆にし、1週間単位、1カ月  
単位、3カ月単位の「変形労働時間制」が  
導入されて、大切な「1日8時間」原則が  
崩された、と指摘しています。

NⅡ変形労働時間制を入れるのに、1日8  
時間が邪魔になった。だから「週40時  
間・1日8時間」と入れ替えた。政府自民  
党のバックにはつねに財界がついている。

いつも労働者をだまして、いかに働かせる  
か策を練って改悪したのですね。

SⅡ以前には5分の時間外が30分、40分  
は60分に切り上げ30分単位が、現在では  
1カ月トータルで30分、60分単位に変更  
されました。

TⅡそういうえば東京地下鉄もそうですよね。

## ほとんどがただ働きで

司会Ⅱ日本の労働者の年間平均労働時間は  
174.5時間といわれています。皆さんの  
子どもさんや周りの若い世代の働かされ方  
はどうでしょうか。

GⅡ私の娘婿は、三井プロパンに勤めてい  
ます。朝5時には家を出て、帰宅は午後3  
時頃です。8時間労働は守られているが、  
冬場になると遅く出勤し、午後6時頃の帰  
宅です。これも変形労働ですね。

HⅡ私の息子はマクドナルドで働いていま  
した。副店長当時山形の実家の葬儀に来て  
くれたのですが、四六時中携帯電話がかか  
ってきたり、かけ直しているのを見てびっ  
くりしました。マックは24時間営業で店  
長1人、副店長2人で仕事を回している。

自分が休むと他の店長や副店長が代わりで  
働くしかない状態といえます。だから結果  
として2日以上以上の休みが取れないといいま  
す。

SⅡ私の義弟は自動車屋です。お客が来た  
時が仕事です。整備の仕事をしています。

修理はいつも決まった台数があるわけでは  
なく、少ないときには定刻の5時には帰っ  
てきます。だが、修理が多いときや、また  
お客への納車があるときには、お客の予定  
に合わせますから、夜の9時、10時にな  
っても帰れないときが多いようですね。え  
らく不規則な勤務状態です。「Seさん、  
稼いでいいね」というと、「いくらかは付く  
が、ほとんど時間外にはならないですよ」  
といっています。

MⅡへえ、超勤がつかないの。  
FⅡ時間外は月に何時間と予算化している  
わけ？ でもそんなのは毎日のことだし、  
土曜日でも日曜日もあるし、月「何時間」な  
どで貰ってもどうにもならない。それ以上  
に働いている。働かされている。焼け石に  
水ですね。

TⅡ私の息子は車のセールスです。営業で  
すね。車の納車は大概が大安です。お客に  
合わせますから、土・日曜は休みがないで  
すね。土日は試乗会や新車発表があったり  
もしますから。お客相手の仕事だから、日  
中に営業所にいるだけではセールスはでき

## ◆みんなの学習講座

ません。顧客からは自分の携帯に連絡が入り、その要望に応えるのがセールスです。そのようなときは夜遅くまで出掛けることが多いですね。毎年、子どもたちと孫たちで海に出かけます。そのようなときでもお客から電話がかかってくるのが度々あります。さすがに「今日は海に家族で来ているから」と断っていますが・・・。

H II この時代の変化ですが、今では営業所や事業所の電話でなく、個人の携帯電話が仕事のアイテムになっているところが多いようです。

T II うちの息子も含めて「労基法」は知らないと思います。大きな会社の募集要項に「週休2日制」というのをよく見かけますね。このように規則通りに行われるのは大体半年くらいだと思いますね。仕事に慣れてくると「あとと自分で考える！」ですから、超勤は頭打ち、これが当たり前でまかり通っているんです。

N II 私の二男は介護施設の職場で働いています。だから泊まり勤務もあり、いくらかの手当てがつくようですが、賃金も安く、

労働時間もはつきりせずこき使われていますね。

F II 私の友人の息子さんが建築の仕事をしています。現場の責任者のような立場になっているため、朝は人より早く現場につくため家を早く出る。帰りは後片付けや施主・会社とのやり取りがあり、夜が遅くなることがずっと続きます。息子の健康が心配だ、といつも学習会などで会うたびに言っていますね。

S II 労働大学に配達に来るドライバーはいつも走っていますね。

N II そうだよ。「昼飯はどうしている」とやさしく聞くと、「一車の中で食べています」といいます。営業所に戻って昼食休憩を1時間も取るなんてないみたいですね。これが今の若者の実態ではないでしょうか。

司会 II N T T なんかがどうでしょうか。  
O II 労働時間は現場はちゃんとしていますね。しかし、管理・事務部門、品川ツウインビル等の場合、報告事項が多く何月も泊まり込みでやった、といっている。それがずうっと毎月続く。ほとんどサービス労働

ですね。

N II 私も一時、本社の事務をやらされました。勤務時間は9時30分から17時53分までですが、ほとんどの人は9時前に出社しています。帰りの時間には、当時はチャイムが鳴ったが、席を立つ人はほとんどいませんね。私は、労働組合の役員をやってきましたから、課長に告げていつも定刻には帰ってきましたが、そんな人は他にはいませんでした。

S II 本日からメールで事務連絡などが各駅にきますが、19時、21時頃来るものがあります。メールを送信しているのだから、担当者はその時間まで仕事をしています。「今日も遅くまで仕事をさせられている」と駅では仲間と話になります。

### 地域最低賃金が上がっても

司会 II 「8時間労働制」といっても守られていないところがあるのが現実ですね。昨年10月から最低賃金がいくら上がりましただか？ 皆さんの周りで変化があります

か？

○Ⅱ地域最低賃金は、東京が一番高く、907円になり、次は神奈川の905円です。800円台が大阪、愛知、埼玉、千葉です。東北・九州・沖縄などは600円台です。

GⅡ安倍が今度は1000円にすると言っていますね。

HⅡそれは実施までに5年以上かけてということですよ。一番高いという東京でも、引き上げ額は2014年で38円、15年で19円です。

○ⅡNTT再雇用者（60歳越契約社員）の賃金が一時「ハナコさん」といわれて、時給は875円でした。14年の10月から東京の最賃が888円になり、見合わなくなりしました。だからそれに合わせましたが、15年4月から時給を1000円にしました。今年は1020円、来年は1040円にすると言っています。時給875円の時と比べれば年収が増えたと思われるでしょう。しかし、それが増えないのです。なぜかという、時給で増やした分を夏冬の一時的に減らし、年収に変化はないのです。

HⅡ最低賃金は決められているから守る。しかし、一時金、退職金は労基法に定めがないから減らすね。ふざけた話ですが会社はよく研究していますね。

○Ⅱもつと酷いのは、よくよく計算してみたら前年より2〜3万円減らされていた。これをN関労の団交で追及してきました。会社の答えは「公的給付金で整合性が保たれている」とまかしています。

「司会Ⅱ最近Gさんも「労働現場で仲間作りだ」と、駅職場でアルバイトで働き始めたよ」

GⅡ駅のアルバイト・駅務補助員の仕事で以前に勤めていた時の駅で働いています。週3日、朝2時間と2時間30分の時があります。時給は950円です。夕方のバイトは850円でしたが、最賃が上がったため、それに違反しないように10円単位の引き上げをし、910円に引き上げられました。朝バイトは以前同様950円で引き上げはありません。不公平だと思っっています。

HⅡ京成電鉄は上野から成田空港まで走

ています。京成資本は当初最賃が改訂された時、「東京都内は東京の最賃、千葉県内は千葉の最賃と分けたい」という姿勢でいたようです。さすがにそうはできないと、東京都の最賃を基準に夕方だけ時給を引き上げたようです。「朝も上げる！」とGさんが声高に要求するしかないね。

○Ⅱひどいのは、本社が千葉で、千葉採用職場が東京の場合です。どっちの最賃を適用すると思いますか？ 東京で働いても千葉の最賃を適用する。そういうところもある。ふざけた話です。

SⅡ働く者からすれば「少しでも高い時間給」となるが、個人では無理ですね。やはり労働組合の力が必要ですね。

○ⅡNTT関連合同労組は、東京だけでなく、茨城や千葉の仲間もいます。今、団体交渉で問題になっているのが、茨城や千葉の仲間の救済の件です。地域加算という制度がありますが、茨城や千葉はマイナス加算で、東京と賃金面の条件が違います。同じ労働組合であり、交流して初めて分かったことです。茨城のMさんは「ふざける

◆みんなの学習講座

最低賃金時間額【円】

都道府県名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道	719	748	764
青森	654	679	695
岩手	653	678	695
宮城	685	710	726
秋田	654	679	695
山形	654	680	696
福島	664	689	705
茨城	699	729	747
栃木	705	733	751
群馬	696	721	737
埼玉	771	802	820
千葉	756	798	817
東京	850	888	907
神奈川	849	887	905
新潟	689	715	731
富山	700	728	746
石川	693	718	735
福井	690	716	732
山梨	695	721	737
長野	700	728	746
岐阜	713	738	754
静岡	735	765	783
愛知	758	800	820
三重	724	753	771
滋賀	716	746	764
京都	759	789	807
大阪	800	838	858
兵庫	749	776	794
奈良	699	724	740
和歌山	690	715	731
鳥取	653	677	693
島根	652	679	696
岡山	691	719	735
広島	719	750	769
山口	690	715	731
徳島	654	679	695
香川	674	702	719
愛媛	654	680	696
高知	652	677	693
福岡	701	727	743
佐賀	653	678	694
長崎	653	677	694
熊本	653	677	694
大分	653	677	694
宮崎	653	677	693
鹿児島	654	678	694
沖縄	653	677	693
全国加重平均額	749	780	798

な！」と怒っていますが、会社も頑として譲ろうとはしません。  
**司会** Ⅱ独立行政法人職場のMさんのところではどうなっているのでしょうか？  
**M** Ⅱ私のところは独立行政法人国立印刷局です。主に皆さんが使っている「日本銀行券」（お札）等々の印刷を行っています。だから以前は国家公務員でした。行政改革で「独立行政法人」になりました。再雇用者はいませんが、基本的には正社員だけです。

勤務時間はきちんと守られています。  
**H** Ⅱ「マイナンバー制度」導入で、「通知カード」の印刷を印刷局が請け負ったと聞いていますが、余計な仕事だと思いませんか？  
**M** Ⅱ「通知カード」の印刷は、印刷局と民間会社で割り振ったようです。臨時の作業でしたから事前に労働組合に提案があり労働協約で作業が行われたようです。  
**司会** Ⅱありがとございました。内田正敏

弁護士の提起を受けて、今回は労働基準法の最も重要な「労働時間」の変遷について討論しました。実態の羅列の様になりましたが、まず実態をつかみ、今後「なぜか、どうしてか」と、討論を進めていきます。  
 次回は、「週休2日制」や「年間休日」「年次有給休暇」「年間労働時間」など、日本の労働者だけでなく、世界の労働者との比較などをテーマに学習することになります。